育休・産休から復帰する方

五所川原市

令和９年度　保育所等利用予約のしおり

産休・育休の終了後に安心して子育てできるように、職場復帰前に保育施設の利用予約（事前申請）をしておくことができます。

◆　申請対象者

以下の条件を両方満たす方が対象です。

①児童および保護者の住民登録が五所川原市にあること。

申請時点で五所川原市に住民登録がない場合は申請できません。入所前に市外へ転出した場合、予約取消となります。

②保護者が法律に定める産休又は育休取得後に、休業前の職場に復帰することが確実で、保護者が復帰する時点で保育の必要性（求職活動除く）が認められること。

※産休中や育休中に退職したときは、予約取消となります。保護者のどちらか一方でも求職活動となった場合、予約取消となります。

◆　申請の流れ

利用予約申請書提出
保護者の就労証明書（育休・産休取得期間が明記されたもの）を添付。
60 歳未満の同居祖父母の分も必要です。　**※事前見学必須。**

→ 内定通知

→ 入所の１か月から３週間前までに子どものための教育・保育給付認定申請書（入所申込書）提出

→ 入所決定通知

申請受付場所：五所川原市役所子育て支援課保育係、各総合支所

◆　令和９年度利用予約受付日程表

利用開始月	受付期間	内定通知時期	決定通知時期
令和９年６月	令和９年３月１日～令和９年４月23日	４月下旬	５月中旬
令和９年７月	令和９年４月１日～令和９年５月25日	５月下旬	６月中旬
令和９年８月	令和９年５月６日～令和９年６月25日	６月下旬	７月中旬
令和９年９月	令和９年６月１日～令和９年７月23日	７月下旬	８月中旬
令和９年１０月	令和９年７月１日～令和９年８月25日	８月下旬	９月中旬
令和９年１１月	令和９年８月２日～令和９年９月24日	９月下旬	１０月中旬
令和９年１２月	令和９年９月１日～令和９年10月25日	１０月下旬	１１月中旬
令和 10 年１月	令和９年 10 月１日～令和９年 11 月 25 日	１１月下旬	１２月中旬
令和 10 年２月	令和９年 11 月１日～令和９年 12 月 10 日	１２月中旬	１月中旬
令和 10 年３月(※)	令和９年 12 月１日～令和 10 年１月７日	１月中旬	２月中旬

※３月の予約は３月１日入所に限ります。

・施設利用の可能な日は、職場復帰日の２週間前からとなります。

・４・５月は通常の入所の手続きでの申請となります。

問い合わせ先　五所川原市役所子育て支援課　保育係
TEL：0173-35-2111　内線 2486・2487・2488